

徳島市建築物のエネルギー消費性能向上計画認定等に関する制度要綱

(趣旨)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性能向上計画認定 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をいう。
- (2) 性能向上計画認定に係る技術的審査 性能向上計画認定に係る同項第1号に掲げる基準の適合性に関する技術的審査をいう。
- (3) 基準適合認定 法第36条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定をいう。
- (4) 基準適合認定に係る技術的審査 基準適合認定に係る建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関する技術的審査をいう。
- (5) 審査機関等 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(審査機関等による性能向上計画認定に係る技術的審査)

第3条 性能向上計画認定の申請をしようとする物は、審査機関等による性能向上計画認定に係る技術的審査を受けることができる。

- 2 市長は、省令第23条第1項に規定する申請書の提出があった場合において、当該申請書に審査機関等が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下「性能向上計画認定に係る適合証」という。）が添付されているときは、同号に掲げる基準に適合しているものとみなすことができる。

(性能向上計画認定の申請における添付図書等)

第4条 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 審査機関等による性能向上計画認定に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該審査機関等が交付する次のいずれかの書類

- ア 性能向上計画認定に係る適合証
- イ 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（平成28年4月1日において現に存する建築物の住宅部分にあつては、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）の写し。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 省令第23条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

（1）省令第23条第1項の表の各項に掲げる図書のうち、当該図書に明示すべき事項の全てが性能向上計画認定に係る適合証又は当該性能向上計画認定に係る適合証の交付を受けるために審査機関等に提出した書類に明示されているもの

（2）前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書

（性能向上計画認定の申請の取り下げ）

第5条 性能向上計画認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、市長が性能向上計画認定をする前に、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ申出書（様式第1号）によりその旨を市長に届出なければならない。

（任意の構造計算適合性判定）

第6条 建築主事は、法第30条第3項の規定による通知を受けた場合において、審査に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者に対し、同条第7項に規定する適合性判定通知書又はその写しの提出を求めるものとする。

（性能向上計画認定をしない旨の通知）

第7条 市長は、性能向上計画認定をしないときは、その理由を付して、建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をするときは、申請者が提出した省令第23条第1項に規定する申請書の副本を返却するものとする。

（性能向上計画認定に係る建築物の状況報告）

第8条 認定建築主は、法第32条の規定により市長が求めるときは、認定を受けた計画に係るエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況のうち市長が求める事項について、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等状況報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

（性能向上計画認定に係る建築物の新築等の取りやめ）

第9条 認定建築主は、性能向上計画認定に係る建築物の新築等の取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等を取りやめる旨の報告書（様式第4号）に省令第25条第2項に規定する通知書（法第31条第1項の規定に

よる市長の認定を受けた場合にあっては、省令第28条の規定により読み替えて準用する省令第25条第2項に規定する通知書）を添えて、市長に報告しなければならない。

（性能向上計画認定の取消し）

第10条 市長は、法第34条の規定により性能向上計画認定を取り消すときは、その理由を付して、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（様式第5号）により当該性能向上計画認定を受けた者に通知するものとする

（性能向上計画認定に係る建築物の完了報告）

第11条 認定建築主は、性能向上計画認定に係る建築物の建築等が完了したときは、速やかに、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了した旨の報告書（様式第6号）に工事監理報告書その他必要な図書を添えて、市長に報告しなければならない。

（審査機関等による基準適合認定に係る技術的審査）

第12条 基準適合認定の申請をしようとする者は、審査機関等による基準適合認定に係る技術的審査を受けることができる。

2 市長は、省令第30条第1項に規定する申請書の提出があった場合において、当該申請書に審査機関等が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類（以下「基準適合認定に係る適合証」という。）が添付されているときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものとみなすことができる。

（基準適合認定の申請における添付図書等）

第13条 省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 審査機関等の基準適合認定に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該審査機関等が交付する次のいずれかの書類
 - ア 基準適合認定に係る適合証
 - イ 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（平成28年4月1日において現に存する建築物の住宅部分にあっては、等級3、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）の写し
- (2) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（次号において「検査済証」という。）の写し
- (3) 性能向上計画認定を受けている場合にあっては、省令第25条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合にあっては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 省令第30条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 省令第23条第1項の表の(い)項及び(ろ)項(基準適合認定に係る建築物に住戸が含まれている場合にあつては、(は)項)に掲げる図書(設計内容説明書を除く。)のうち、当該図書に明示すべき事項の全てが基準適合認定に係る適合証及び当該基準適合認定に係る適合証の交付を受けるために審査機関等に提出した書類に明示されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書

(基準適合認定の申請の取下げ)

第14条 基準適合認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、市長が基準適合認定をする前に、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ申出書(様式第7号)によりその旨を市長に届出なければならない。

(基準適合認定をしない旨の通知)

第15条 市長は、基準適合認定をしないときは、その理由を付して、建築物のエネルギー消費性能に係る不認定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする

2 市長は、前項の規定による通知をするときは、申請者が提出した省令第30条第1項に規定する申請書の副本を返却するものとする

(基準適合認定の取消し)

第16条 市長は、法第37条の規定により基準適合認定を取り消すときは、その理由を付して、建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書(様式第9号)により当該基準適合認定を受けた者に通知するものとする

(基準適合認定に係る建築物の状況報告)

第17条 基準適合認定を受けた者は、法第38条の規定により市長が求めるときは、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合状況のうち市長が求める事項について、基準適合認定建築物に係る状況報告書(様式第10号)により市長に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。